

豊橋商工信用組合ビジネスバンキング取扱規定

第1章 総則

第1条 (豊橋商工信用組合ビジネスバンキング)

豊橋商工信用組合ビジネスバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピューター等の機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、次の各号に定めた取引を行うサービスをいいます。

- (1) 振込・振替取引（以下「資金移動取引」といいます。）
- (2) 口座情報の照会
- (3) 総合振込、給与振込又は賞与振込（以下「データ伝送サービス」といいます。）
- (4) 税金・各種料金払込み（以下「料金払込みサービス」といいます。）
- (5) その他の当組合所定の取引

第2条 (本サービスの利用申込み)

- 1 本サービスの利用を希望されるお客様は、次の各号に掲げる総ての内容をご了承の上、「豊橋商工信用組合ビジネスバンキング申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当組合に提出するものとします。
 - (1) 豊橋商工信用組合ビジネスバンキング取扱規定（以下「本件取扱規定」といいます。）
 - (2) その他当組合の関連する諸規定
 - (3) ご契約先の安全確保のために当組合が採用しているセキュリティ措置
 - (4) 本取扱規定に示した暗証番号等およびパスワード等の不正使用、または、電子証明書などの不正使用や誤使用などによるリスク発生の可能性
- 2 当組合は、次の各号の総てを満たすお客様が提出された申込書に限り、受理するものとします。
 - (1) 前項各号に記載されている事項
 - (2) 当組合の本支店に当座預金または普通預金を開設していること。
 - (3) お客様が法人又は個人事業主であること。
 - (4) 当組合に出資している組合員であること。
- 3 当組合は、前項各号を満たすお客様からの利用申込みに対し、当組合所定の基準に沿って利用の可否を判断するものとします。この場合、当組合の判断により本サービスの利用申込をお断りする場合があるものとします。

第3条 (利用資格者)

- 1 ご契約先は、ご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）を当組合所定の手続により登録するものとします。
- 2 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を、当組合所定の手続により登録することができるものとします。
- 3 本サービスの利用資格者は、管理者及び利用者（以下「管理者等」といいます。）とします。
- 4 ご契約先は、次の各号のいずれかに該当する場合、当組合所定の手続により速やかに変更するものとします。
 - (1) 管理者の変更があった場合
 - (2) 利用者の追加登録し、または削除する場合
 - (3) 管理者等の登録内容に変更があった場合
- 5 前項において、当組合は、ご契約先に関する変更登録処理が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項に関する変更等がないものとして処理することができるものとし、これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負わないものとします。

第4条 (本サービスの利用に関する契約の成立)

本サービスの利用に関するお客様と当組合との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当組合所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当組合が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

第5条 (本サービスを使用できる端末)

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合所定の機能を有するものに限るものとします。この場合、本サービスの対象となる取引によって使用できる端末の種類が異なることがあります。

第6条 (本サービスの取扱時間)

- 1 本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とします。この場合、本サービスの対象となる取引によって取扱時間が異なる場合があります。
- 2 当組合は、本サービスの取扱時間についてご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第7条（代表口座）

- 1 ご契約先は、本サービスにおいて主として利用する口座（以下「代表口座」といいます。）を申込書により届け出るものとします。
- 2 前項の代表口座は、ご契約先が当組合の本支店に開設しているご契約先主義の普通預金口座または当座預金口座に限るものとします。
- 3 ご契約先は、第1項の代表口座を変更できないものとします。

第8条（手数料等）

- 1 ご契約先は、本サービスの利用にあたって、当組合所定の手数料及び消費税（以下「手数料等」といいます。）を支払うものとします。
- 2 当組合は、手数料等を当組合所定日に、申込書によって届出を行った代表口座から自動的に引き落すものとします。この場合、代表口座以外の口座から引き落とすことはできないものとします。
- 3 前項の引落しについて、当組合の普通預金規定、総合口座取引規定および当座規定勘定の適用はなく、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は必要ないものとします。
- 4 当組合は、手数料等についてご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。この場合、手数料等の支払いの方法は第2項の方法によるものとします。

第2章 本人確認

第9条（本人確認の手段）

- 1 お客様が本サービスを利用するに際して、当組合は、端末から通知されるお客様の暗証番号等と当組合に登録されている暗証番号等との一致を確認することによりお客様の本人確認を行うものとします。この場合、本サービスの本人確認に使用する暗証番号等の組合せは、当組合所定のものとします。
- 2 当組合は、次の各号に掲げる事項のいずれかの方法によりご契約先の確認を行うものとします。この場合、同一の契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできないものとします。
 - (1) 電子証明書及びパスワード等によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）

(2) ID 及びパスワード等によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）

第 10 条（電子証明書の発行）

- 1 当組合は、当組合所定の方法により電子証明書方式を申込みされたご契約先の管理者に対して電子証明書を発行するものとします。
- 2 ご契約先の利用者が本サービスを使う場合、利用者は管理者を通して電子証明書の発行を受けるものとします。

第 11 条（ワンタイムパスワードサービスの利用）

セキュリティ確保の観点から、ご契約先は、本サービスの利用にあたりワンタイムパスワードを必ず利用するものとします。

第 12 条（ご契約先暗証番号等の登録等）

- 1 ご契約先の暗証番号等は、ご契約先自身が決定し、申込書によって当組合に届け出たものとします。
- 2 ご契約先が電子証明書方式によって申込みをした場合、管理者等は本サービスの利用開始前に、当組合所定の方法により電子証明書を端末にインストールするものとします。

第 13 条（本人確認手続）

- 1 本サービスにおける管理者等の本人確認方法並びに依頼内容の確認方法は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 電子証明書方式においては、管理者等が端末にて掲示し、または入力した電子証明書、パスワード等、暗証番号等と当組合に登録されている各内容の一致による確認方法
 - (2) ID・パスワード方式においては、管理者等が端末にて掲示し、または入力した ID・パスワード等、暗証番号等と当組合に登録されている各内容の一致による確認方法
- 2 当組合は前項に基づき本人確認及び依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - (1) 本サービスの利用依頼がご契約先の有効な意思による申込みであること。
 - (2) 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。
- 3 当組合が本項に定める本人確認及び依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ワンタイムパスワード、ID、パスワード等、暗証番号等及び電子証明

書等につき不正使用、誤使用その他の事故があつても、当組合は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

第14条（電子証明書の有効期限及び更新）

- 1 電子証明書は、当組合所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効とします。管理者等は、有効期限が満了する前にご自身で当組合所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。
- 2 前項による電子証明書の更新が行われなかつた場合、電子証明書は有効期間の満了をもって失効するものとします。この場合、以後、ご契約先が本サービスを利用する場合は、当組合所定の方法により再度電子証明書のインストールを行うものとします。
- 3 本サービスが解約・利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書に残存期間があつても当該終了をもって失効するものとします。

第15条（電子証明書の取扱い）

- 1 電子証明書は、管理者等の本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- 2 電子証明書の内容に変更が生じた場合、ご契約先は遅滞なく当組合所定の変更手続を行うものとします。
- 3 端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合、管理者等は必ず電子証明書の削除を行うものとします。
- 4 端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当組合所定の方法により電子証明書を再度インストールするものとします。
- 5 管理者等に次に各号の一に定める事由が生じた場合は、取引の安全性を確保するため、直ちに電話等で当組合へ連絡するとともに、ご契約先が所定の方法により当組合に届け出るものとします。この連絡・届出に対し、当組合は所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害について責任を負わないものとします。
 - (1) 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行つた際に電子証明書の削除を行わなかつた場合
 - (2) 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭つた場合
 - (3) 電子証明書に偽造、変造、流出、盗難等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合

第16条（暗証番号等及びパスワード等の管理）

- 1 暗証番号等及びパスワード等は、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、暗証番号等は、生年月日、電話番号、連続番号など第三者から推測可能な番号を登録することを避けるものとします。
- 2 ご契約先が本サービスを利用するにあたり次の各号のいずれかに該当した場合、当組合はその時点で本サービスを停止します。この場合、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当組合に連絡のうえ、所定の手続をとるものとします。
 - (1) 管理者等が暗証番号等の誤入力を当組合所定の回数を連續して行った場合
 - (2) 管理者がパスワード等の誤入力を当組合所定の回数連續して行った場合
- 3 利用者が本サービスを利用するにあたり、パスワード等の誤入力を当組合所定の回数連續して行った場合は、当組合はその時点で本サービスを停止するものとします。当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により当該利用者に関し解除処理を行うものとします。
- 4 暗証番号等及びパスワード等につき偽造、変造、盜用または不正使用その他のおそれがある場合は、ご契約先は直ちに当組合に連絡するものとします。この連絡に対し、当組合は遅滞なく所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じますが、この利用停止措置以前に生じた損害について当組合は責任を負わないものとします。

第3章 取引の依頼

第17条（サービス利用口座の届出）

- 1 ご契約先は、本サービスで利用する当組合本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を申込書により当組合に届け出るものとします。この場合、当組合は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録するものとします。
- 2 サービス利用口座に関する次に掲げる事項は、サービス利用口座として指定可能な預金の種類及び本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当組合所定のものに限るものとします。
 - (1) サービス利用口座として指定可能な預金の種類

(2) 本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座

3 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当組合所定の数に限るものとします。

4 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座に限るものとします。

5 サービス利用口座の追加・変更及び削除については、当組合所定の書面により届け出るものとします。

第18条（取引の依頼方法）

1 本サービスによる取引の依頼は、第2章に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当組合の指定する方法により正確に当組合に伝達することにより行うものとします。

2 当組合は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

第19条（取引依頼の確定）

1 当組合が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、当組合はご契約先に依頼内容を確認するものとします。ご契約先は、その内容が正しい場合には、当組合の指定する方法で確認した旨を当組合に回答するものとします。

2 前項の回答が各取引で定める当組合所定の確認時間内に行われ、かつ、当該時間内に当組合が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当組合は当組合所定の方法で各取引の手続を行います。この場合、特別な定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

3 前項の取引において、次の各号のいずれかに該当する場合、ご契約先は当組合まで速やかにご照会するものとします。この照会がなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

(1) 実施結果又は取引内容に不明な点がある場合

(2) 実施結果の通知が受信できなかった場合

第4章 資金移動取引

第20条（資金移動取引の内容）

1 本サービスによる資金移動取引とは、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の

指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当組合本支店または当組合以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

- 2 当組合は、本サービスによる資金移動取引において、次の各号のいずれかに該当する場合、「振込」として扱うものとします。この場合、振込の受付にあたり、ご契約先は当組合に対して当組合所定の振込手数料及び消費税（以下「振込手数料等」といいます。）を支払うものとします。
 - (1) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当組合本支店にある場合
 - (2) 入金指定口座が当組合以外の金融機関本支店にある場合
 - (3) 支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合
- 3 当組合は、本サービスによる資金移動取引において、次の各号の総てを満たす場合、「振替」として扱うものとします。
 - (1) 支払い指定口座と入金指定口座が同一店舗内である場合
 - (2) 支払い指定口座と入金指定口座が同一名義人の場合

第21条（資金移動取引日の指定）

- 1 資金移動取引の依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された日時（以下「指定日」といいます。）に実施します。ご契約先の指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。
- 2 ご契約先が依頼日を指定日とした場合、当組合は取引の依頼内容の確定時点で即時に資金移動取引を行うものとします。ただし、入金指定口座が存在する金融機関の所定の时限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の資金移動取引ができない場合があります。

第22条（資金移動取引の手続）

- 1 ご契約先のご依頼の内容が確定した場合、当組合は確定した内容に従い、支払指定口座から振込・振替金額及び振込手数料等の合計金額を引落のうえ、当組合所定の方法で資金移動取引の手続をします。
- 2 支払指定口座からの資金の引落しは、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、当組合所定の方法により支払指定口座より引き落とすものとします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定、その他当組合が定める他の規定の適用はないものとします。

第23条（資金移動取引のご利用限度額）

- 1 当組合は、資金移動取引についての1日あたりの利用限度額は、当組合所定の書面により予め届出た金額（以下「資金移動取引利用限度額」といいます。）の範囲内とします。
- 2 資金移動取引利用限度額は、依頼日を基準として依頼金額の合計額により判断するものとします。
- 3 資金移動取引利用限度額における1日の基準は午前零時とします。
- 4 資金移動取引利用限度額を超えた取引依頼については、当組合は受付義務を負わないものとします。

第24条（資金移動取引のできない場合）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合、資金移動取引はできません。
 - (1) 資金移動取引時に、振込金額及び振込手数料等の合計金額または振替金額が支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合
 - (2) 支払指定口座が解約済みの場合
 - (3) ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続を行った場合
 - (4) 差押え、相殺等止むを得ない事情があり、当組合が支払いを不適当と認めた場合
 - (5) 入金指定口座が解約済などの理由で入金できない場合
 - (6) 当該の資金移動に対し、当組合が第三者による不正送金のおそれがあると判断した場合
 - (7) その他、資金移動取引をできないと当組合が認める事由がある場合
- 2 振込において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続により処理するものとします。
- 3 振替において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当組合所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れるものとします。

第25条（振込依頼内容の変更）

- 1 振込において、指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当組合本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱いできる場合があります。この場合、次の各号のいずれかに該当する場合は、次条に規定する組戻し手続によるものとします。

- (1) 振込先の金融機関を変更する場合
- (2) 本支店名を変更する場合
- (3) 振込金額を変更する場合
- (4) 振込を取りやめる場合

2 ご契約先は、前項の変更の依頼にあたり、当組合所定の内容変更依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名・押印して提出するものとします。この場合、当組合は、内容変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先金融機関に発信するものとします。

3 前項の提出にあたり、当組合は、当組合所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。

4 本項に定める依頼内容の変更において振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合、原則として訂正または組戻しはできないものとします。この場合、ご契約先は、受取人との間で協議をするものとします。

5 本項に定める依頼内容の変更手続を行った場合、当組合は、第20条第2項に定める振込手数料等を返還しないものとします。

第26条（振込の組戻し）

- 1 振込において次の各号のいずれかに該当する場合、当該取引の支払指定口座がある当組合本支店の窓口において次の組戻し手続により取扱いができる場合があります。
 - (1) 振込先の金融機関を変更する場合
 - (2) 本支店名を変更する場合
 - (3) 振込金額を変更する場合
 - (4) 依頼内容の確定後に振込を取りやめる場合

2 ご契約先は、組戻しの依頼にあたり、当組合所定の内容変更依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名・押印して提出するものとします。この場合、当組合は、内容変更依頼書に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信するものとします。

3 前項の提出にあたり、当組合は、当組合所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。

4 本項に定める組戻依頼において振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合、原則として組戻しはできません。この場合には、ご契約先は、受取人との間で協議するものとします。

5 組戻しされた振込資金は、内容変更依頼書に指定された方法により返却します。

- 6 前項の返却について現金で返却を受ける場合、当組合所定の受取書に届出印により記名押印のうえ提出するものとします。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 7 本項に定める組戻し手続を行った場合、当組合は、第20条第2項に定める振込手数料等を返還しないものとします。
- 8 ご契約先は、組戻し手続を行った場合、当組合所定の組戻し手数料及び消費税をお支払いいただくものとします。

第27条（振替手続の依頼内容の変更等）

振替手続の依頼内容が確定した場合、ご契約先は、依頼内容の変更または依頼の取りやめはできないものとします。

第5章 照会サービス

第28条（照会サービスの内容）

ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座照会をすることができます。この場合、照会可能な明細は、当組合所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

第29条（照会後の取消、変更）

ご契約先からの照会を受けて当組合から回答した内容について、当組合がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

第6章 データ伝送サービス

第30条（データ伝送サービスの内容）

- 1 データ伝送サービスとは、当組合に対し所定の申込手続を完了したご契約先と当組合とが、当組合との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。
- 2 データ伝送サービスが可能な伝送サービスの種類は、申込書により契約したサービス区分の範囲とします。

第31条（データ伝送サービスの取りまとめ店）

データ伝送サービスに係る取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当組合本支店とします。

第32条（データ伝送サービスの取扱い）

- 1 当組合は、管理者からの依頼により、本サービスを利用したデータ伝送サービスに関する振込事務を受託します。
- 2 データ伝送サービスをご利用の場合、ご契約先ご自身で事前に振込指定口座の確認を行うものとします。
- 3 データ伝送の取扱時限、伝送データの仕様等については、当組合が定める方法によります。
- 4 データ伝送サービスをご利用の場合、振込金額、当組合所定の振込手数料及び消費税（以下「振込資金等」といいます。）は、当組合所定の日時までにご指定の口座に預入れるものとします。この場合、当組合は、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、当組合所定の方法により支払指定口座より引落とすものとします。
- 5 本条のデータ伝送サービスによる引落しにおいて、普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定の適用はないものとします。
- 6 当組合は、振込受取人に対して入金通知は行わないものとします。
- 7 ご契約先は、伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、直ちに当組合へ連絡をするものとします。
- 8 当組合は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消を行わないものとします。

第33条（データ転送サービスのご利用限度額）

- 1 当組合は、データ転送サービスについての1日あたりの利用限度額は、当組合所定の書面により 予め届出た金額（以下「データ伝送利用限度額」といいます。）の範囲内とします。
- 2 データ伝送利用限度額は、依頼日を基準として依頼金額の合計額により判断するものとします。
- 3 データ伝送利用限度額における1日の基準は午前零時とします。
- 4 データ伝送利用限度額を超えた取引依頼については、当組合は受付義務を負わないものとします。

第7章 料金払込みサービス

第34条 (料金払込みサービスの内容)

- 1 料金払込みサービスとは、当組合所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会及び支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落し金を払い込むことができるサービスをいいます。
- 2 料金払込サービスの1回あたりの上限金額及び1日あたりの上限金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。この場合、当組合は、この上限金額をご契約先に通知することなく変更する場合があります。
- 3 料金払込サービスは、本条に特別な定めがない限り、第4章（資金移動取引）における振込と同様の取扱いとします。
- 4 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- 5 当組合は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行しないものとします。
- 6 収納機関の請求内容及び収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせするものとします。
- 7 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当組合所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当組合所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

第35条 (料金払込みサービス利用の停止・取消し等)

- 1 収納機関が指定する項目の入力を当組合所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合所定の手続を行うものとします。
- 2 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できないものとします。
- 3 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

第8章 免責事項等

第36条 (免責事項)

当組合は、次の各号のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があった場合、これによって生じた損害について責任を負わないものとします。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (3) 当組合所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
- (4) 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

第37条（通信経路における安全対策）

- 1 ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当組合が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- 2 当組合および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路ならびにインターネット網等において契約先のID、パスワード等、暗証番号等または取引情報等の盗取等がなされたことにより生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

第38条（端末の障害）

- 1 本サービスに使用する端末及び通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約先の責任において確保するものとし、当組合は端末が正常に稼働することについて保証しないものとします。
- 2 端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当組合は責任を負わないものとします。

第39条（郵送上の事故）

当組合が発行した仮パスワード等が郵送上の事故等当組合の責めによらない事由により当組合の役職員を除く第三者が仮パスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については当組合は一切責任を負わないものとします。

第40条（印鑑照合等）

- 1 当組合は、次の各号に該当する書類に押印・使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合します。この場合、照合の結果、相違ないもの

として取扱った場合、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負わないものとします。

- (1) 第2条に定める申込書
- (2) 第25条に定める内容変更依頼書
- (3) 第26条に定める組戻依頼書

2 第17条によるサービス利用口座の届出または変更について、当組合は、当組合所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取扱いをいたします。この場合、それらにつき偽造、変造、その他の事故にあっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負わないものとします。

第9章 パスワード等の盗取等による不正な資金移動等

第41条 (パスワード等の盗取等による不正な資金移動等に対する補償の要件)

ID、パスワード等、暗証番号等（以下「本人確認情報」といいます。）または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は、当組合に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) 本サービスによる不正送金であること。
- (2) ご契約先が不正送金被害をご確認された場合に、速やかに当組合及び警察への届出がなされていること。
- (3) ご契約先が本サービスによる不正送金の被害に関する当組合及び警察の調査に対し協力し、十分な説明をいただいていること。
- (4) 不正な資金移動等を防止するため、以下の適切な措置をとっていること。
 - ① 当組合が推奨する環境で本サービスを利用していること。
 - ② 基本ソフト（O S）やブラウザなどの各種ソフトが最新の状態に更新されていること。
 - ③ セキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に更新されていること。
 - ④ 本人確認情報について、以下の通り適切に管理されていること。
 - ア 名前などの個人情報から推測されないこと。
 - イ 英単語などをそのまま使用せず、英字と数字が混在していること。
 - ウ 推測されやすい並び方や安易な組み合わせにしないこと。
 - エ 本人確認情報や本サービスに利用する端末を第三者に提供または貸与していないこと。
 - オ 本人確認情報を端末に保存していないこと。

⑤ 当組合が提供しているフィッシング・MITB 攻撃対策ソフトウェア「PhishWall」をインストールしていること。

第42条（補償対象期間及び補償対象額）

- 当組合は、ご契約先より補償の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、当組合へ通知が行われた日の30日前の日以後になされた不正な資金移動等にかかる損害額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。この場合、補償額の上限は当組合所定の金額とします。
- ご契約先は、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを証明した場合、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った日時以後になされた不正な資金移動等にかかる損害に相当する金額を補償するものとします。この場合、補償額の上限は当組合所定の金額とします。
- 前2項の損害額には、手数料や利息を含むものとします。
- 前2項の補償対象額の上限は、当組合所定の金額とします。

第43条（補償に関する規定の適用制限）

- 第44条の規定は、第42条に係る当組合への届出が、本人確認情報または電子証明書の盗取等がなされた日から2年以内に行われなかつた場合には、適用されないものとします。
- 前項において、当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日を当該盗取等が行われた日とします。

第44条（補償の制限）

第41及び第42条の規定にいかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当組合は補償額の減額を行うか、補償自体を行わないものとします。

- 本人確認情報または端末機が口座名義人に到達する前に生じた本人確認情報もしくは端末機の盗難または紛失の場合
- 不正送金が第三者との共謀により行われたことが判明した場合。
- 法人の場合は法人関係者及びその親族、個人事業主の場合は事業関係者及びその親族の犯行であることが判明した場合
- 被害状況について当組合または警察に対する説明において偽りの説明を行った場合
- 本人確認情報または電子証明書の盗取等が、戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して行われた場合

- (6) 本サービスの各種利用規定等に沿わないご利用をされていた場合
- (7) 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
- (8) 当組合がお客様に発信している各種の注意喚起及び依頼事項に対応いただけない場合
- (9) 当組合が注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に本人確認情報を入力してしまった場合
- (10) 当組合がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合
- (11) ご契約先にて不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置していた場合
- (12) 無料 Wi-Fi スポットなど公衆面前の場で本サービスの操作を行うなど、第三者により情報を盗取されやすい状況下で操作を行っていた場合
- (13) 利用者のメールアドレスを登録せず、またメールアドレスを変更したが当組合への連絡を怠り資金移動通知メール等が受信できない状態であった場合
- (14) 不審なログオン履歴や身に覚えのない取引履歴、取引通知メールがないか等を定期的に確認していなかった場合
- (15) その他ご契約先の故意または過失、注意義務違反に起因している場合

第 45 条（既に払戻し等を受けている場合の取扱い）

当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、ご契約先が払戻し、賠償、または返還を受けた限度において、第 41 条に基づく補償の請求には応じないものとします。

- (1) 当組合が不正な資金移動等の原資となった預金についてご契約先に払戻しを行っている場合
- (2) ご契約先が当該資金移動等を行った者から損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合

第 46 条（当組合が補償を行った場合の取扱い）

当組合が第 42 条の規定に基づき補償を行った場合、当該補償を行った金額の限度額においてご契約先の預金払戻請求権は消滅するものとします。この場合、当組合は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他第三者に対してご契約先が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第10章 本サービスの利用停止及び利用停止の解除

第47条 (本サービスの利用停止)

- 1 当組合は、ご契約先の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本サービスの利用の一部を停止する場合があります。
- 2 前項の各種確認や資料の提出に対するご契約先の回答、具体的な取引の内容その他の事情を考慮して、当組合が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの利用の一部を停止する場合があります。
 - (1) マネー・ローンダリング、テロ資金供与のおそれがある場合
 - (2) 経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある場合
 - (3) その他公序良俗に反するおそれがある場合
- 3 当組合は、次の各号のいずれかに該当した場合、ご契約先に事前に通知することなく、いつでも本サービスを停止することができるものとします。
 - (1) 安全対策のため必要と判断した場合
 - (2) 不正取引行為を防止するため必要と判断した場合
- 4 前3項による本サービスの利用の全部または一部の停止により、そのときまでに処理が完了していない取引については、別途当組合所定の手続が必要となります。

第48条 (本サービスの利用停止の解除)

- 1 前条において利用停止した後の利用停止解除は、当組合所定の手続により対応することとします。
- 2 前条第1項及び第2項に定める本サービスの利用の停止について、ご契約先からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は本サービスの利用の停止を解除するものとします。

第49条 (本サービスの利用停止及び利用停止の解除に関する免責)

- 1 ご契約先は、当組合が行う利用停止措置が当組合よりご契約先に対し不正取引が発生しないことを保証するものではないことを了承するものとします。
- 2 当組合は、本条の規定により、ご契約先に対し利用停止措置義務を負うものではないものとします。

3 第47条による利用停止または第48条による利用停止解除によりご契約先に生じた損害について、当組合は責任を負わないものとします。

第11章 解約等

第50条（都合解約）

第4条に定める本契約（ご契約先の本サービス利用に関する契約）は、ご契約先の都合により、いつでも解約することができます。この場合、ご契約先による解約の手続は当組合所定の方法によるものとし、当組合に所定の書面を提出するものとします。

第51条（みなし解約）

- 1 代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- 2 サービス利用口座が解約された場合は、解約された口座に対する本サービスに関する契約は解約されたものとします。

第52条（サービスの強制解約）

ご契約先が、次の各号のいずれかに該当した場合、当組合はいつでもご契約先に事前に通知することなく本契約を解除することができるものとします。この場合、当組合は速やかにご契約先に解約した旨を通知したものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) 当組合に支払うべき基本手数料等及びその他の諸手数料の支払いが遅延した場合
- (3) 当組合との取引約定に違反した場合その他当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当組合においてご契約先の所在が不明となった場合
- (5) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生または民事再生の手続の開始の申し立てがあった場合
- (6) 営業の全部または一部を譲渡した場合、または会社分割、合併もしくは解散の決議があった場合
- (7) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (8) ご契約口座の預金口座に対して差し押さえがされた場合
- (9) 本サービスを不正利用した場合

- (10) 詐欺または詐欺と疑われる行為を行っていると当組合が判断した場合
- (11) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (12) 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不正な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (13) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当組合が判断したとき。
- (14) その他本サービスを継続するうえで支障があると当組合が判断したとき。

第53条（解約後の処理）

- 1 本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について、当組合は処理をする義務を負わないものとします。
- 2 本契約の解約日以降、ご契約先の暗証番号等及びパスワード等はすべて無効となります。なお、基本手数料等の未払いがある場合には、第8条を準用することによって充当するものとします。

第12章 雜則

第54条（届出事項の変更等）

契約先が次の各号のいずれかに該当する場合、ご契約先は直ちに当組合所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスに係る印章を失った場合
- (2) 印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合

第55条（取引の記録）

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第56条（海外からのご利用）

- 1 海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などにより、本サービスをご利用いただけない場合があります。
- 2 ご契約先は、海外から本サービスを利用する場合、利用する国・地域の法律を事前に確認した上で利用するものとします。
- 3 海外からの本サービスのご利用によって生じた損害について当組合は責任を負わないものとします。

第57条（通知等の連絡先）

- 1 当組合は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。この場合、当組合は、当組合に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等をご契約先の連絡先とします。
- 2 当組合がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 3 当組合の責めによらない通信機器、回線及びコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなし、これにより生じた損害については、当組合は責任を負わないものとします。

第58条（規定等の適用）

本契約に定めのない事項については、次の各号にある諸規定により取り扱うものとします。

- (1) 各サービス利用口座にかかる各種規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 各サービス利用口座にかかる各種カード規定
- (4) 振込規定
- (5) 給与振込に関する契約書及び預金口座振替に関する契約書
- (6) 当座勘定規定及び当座勘定貸越約定書等

第 59 条 (規定の変更等)

- 1 当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、本規定の定めを変更する必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の手続に従い、任意で変更できるものとします。
- 2 当組合は、この規定を変更するときは、次の各号の総てについて、ホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。
 - (1) 変更を行う旨
 - (2) 変更後の内容
 - (3) 変更の効力の発生時期
- 3 当組合は、当組合の責めによる場合を除き、当組合の任意の変更によってご契約先に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 60 条 (本契約の契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とします。この場合、ご契約先または当組合から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 61 条 (機密保持)

ご契約先は、本サービスによって知り得た当組合及び第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 62 条 (準拠法・管轄)

- 1 本契約及び本サービスの準拠法は日本法とします。
- 2 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第63条（譲渡・質入・貸与の禁止）

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当組合の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等をすることができません。

第64条（サービスの終了）

- 1 当組合は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。この場合、当組合は、事前に相当な期間をもって当組合所定の方法により告知します。
- 2 前項の場合、当組合で取扱っていない項目を除き、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなることがあります。

（2025年12月1日）